

# 岐阜県公報

号外(一) 平成三十年三月三十一日

## 目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

#### 一 法人県民税及び法人事業税の延滞金

確定申告書の提出期限が延長されている場合における法人の県民税及び事業税について、申告後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があったときは、その増額部分(申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)については、国税と同様に一定の期間を延滞金の計算期間から控除することとした。(第一四条の二関係)

#### 二 事業税

ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のものうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者が行うものについて、資本金一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとした。(第三八条関係)

#### 三 不動産取得税

1 耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅を取得した者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(第五五条関係)

2 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

3 新築住宅特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土

地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年又は四年（本則二年）に緩和する特例措置の適用期限を平成三三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第六条の三関係）

4 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長を行うこととした。（附則第七条関係）

5 住宅及び土地の取得に係る税率を三パーセント（本則四パーセント）とする特例措置の適用期限を平成三三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第七条の二関係）

6 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該改修工事対象住宅をその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得が平成三一年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第七条の四関係）

7 宅地評価土地の取得に係る課税標準を土地の価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第七条の五関係）

四 自動車取得税

1 免税点を五〇万円に引き上げる特例措置の適用期限を平成三二年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の三関係）

2 先進安全技术を備える一定の自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、その対象を見直した上、適用期限を平成三二年三月三十一日（一定のトラックにあつては、平成三〇年一〇月三十一日）まで延長することとした。（附則第二二条の二の四関係）

五 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第一二条の四関係）

六 その他所要の規定の整理を行うこととした。

七 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の二第一項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加え、「によつて」を「により」に改め、「の期間」の下に「法第六十五条第二項において読み替えて準用する法第五十六条第四項又は法第六十五条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第三項の規定により控除すべき期間を除く。」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「の期間」の下に「法第六十五条第五項において読み替えて準用する法第五十六条第四項又は法第六十五条第六項において読み替えて準用する法第六十四条第三項の規定により控除すべき期間を除く。」を加え、同条第三項中「法第七十二条の二十八第二項」を「これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に改め、「期間」の下に「法第七十二条の四十五の二第二項において読み替えて準用する法第七十二条の四十四第四項又は法第七十二条の四十五の二第三項において読み替えて準用する法第七十二条の四十五第三項の規定により控除すべき期間を除く。」を加える。  
第三十四条第二項中「第七十一条第一項」の下に「同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。」若しくは第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。）」を加え、「によつて」を「により」に改める。  
第三十八条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（附則第二十一条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」

を加え、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第五十五条第一項中「においては」を「には」、「この項及び次項」を「この条」に、「戸について」を「戸」、「戸」について「を」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り」、「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第五十八条の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第五十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第五十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第五十六条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第五十八条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。

第五十七条中「前条」を「前条第一項」に、「により」を「により」に、「受けた者

が」を「した場合において」、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第五十八条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。第五十八条の二第一項中「既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。」を削る。

附則第六条の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第五十五条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特別適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同項に規定する」に改める。

附則第七条第二項中「第六条第二項」の下に「（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同条第四項の規定による」を「同法第六条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による同法第六条第二項に規定する」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第九項及び第十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第五項」を「第五項若しくは第七項」に改める。

附則第七条の四第一項中「附則第三条の二の十九」を「附則第三条の二の二十」に改め、同条第三項中「及びその」を「の」の「手続及び」に、「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に、「前条」を「前条第一項」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に、「附則第七条の四第一項」と、第五十八条第一項「を」を「同条第一項」と、第五十八条第一項「に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に、「戸について」を「戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第五項中「第五十三条第一項に規定する」を削り、「附則第九条の三第一項に規定するもの」の下に「（以下この項及び第七項において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、「この項」の下に「及び第七項」を加え、同条第六項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土



地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第五十八条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該取得」を「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第五十八条第一項において「改修工事対象住宅」という。）の取得」に、「当該土地に」を「土地に」に、「同項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（第五十八条において「改修工事対象住宅」という。）に」を「改修工事対象住宅に」に、「同項」と、「を」附則第七条の四第五項」と、「に」若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

7 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第九条の四に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

8 第五十六条から第五十八条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第五十六条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第七条の四第七項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける

土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第五十八条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この項及び第五十八条第一項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「附則第七条の四第七項」と、「第五十六条第二項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第七条の四第七項」と、「第五十七条中「第五十五条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第七条の四第七項」と、「第五十八条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第五十五条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第七条の四第七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第七条の五第一項中「」によつて「を」に「より」に改め、「」を「」の下に」。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第七項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「」にあつては「を」に「は」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に、「第九項若しくは」を「第九項及び」に、「又は附則第七条第一項の」を「並びに附則第七条第一項の」に、「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第七条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第七条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第五十三条第七項	登録された価格	登録された価格のうち附則第七条の五第一項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額

<p>第五十三条第九項及び第十項第一号、第五十八条の三第一項並びに附則第七条第一項</p>	<p>決定した価格</p> <p>決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額</p>
<p>登録された価格</p>	<p>登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額</p>
<p>決定した価格</p>	<p>決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額</p>

附則第十二条の二の第二項から第四項まで、第五項各号列記以外の部分及び第六項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の四第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制御装置」という。（以下この項から第十一項まで）の下の「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第四条の六の第十二項」を「附則第四条の六の第十三項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則附則第四条の六の第八項に規定するものに限る。）又はバス（同条第九項に規定するものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第四条の六の二

第十項」を「附則第四条の六の第十二項」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十一項に規定するもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四条の六の第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六の第九項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十項に規定するもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の四第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価

額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の四第十三項中「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「同条第十六項」を「施行規則附則第四条の六の二第十七項」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第四条の六の二第十四項」を「附則第四条の六の二第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法

第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限り。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「場合又は」の下に「法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第十四条の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第二項の申告書の提出期限が到来する法人の県

民税及び同条第三項の申告書の提出期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第三十八条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例附則第十二条の二の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社